

名古屋港管理組合公報

平成21年 5月 1日

(金曜日)

第 435 号

目 次

○港湾施設の使用停止	1
○情報公開制度の運用状況	1
○個人情報保護制度の運用状況	2

告 示

名古屋港管理組合告示第15号

次の港湾施設は、平成21年 5月 1日から当分の間、使用を停止する。

平成21年5月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

○ 施設の種類 上屋

用途区分及び区画を定めない上屋

名 称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位 置	建築面積	構 造
作倉 2号上屋 (作倉 2)	専用使用	3 級	名古屋市港区作倉町	平方メートル 777	木骨側モルタル塗り造り 厚型スレートかわらぶき

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、平成20年 4月 1日から平成21年 3月 31日までの間における行政文書の開示の実施状況を次のように公表する。

平成21年 5月 1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

1 行政文書の開示の実施状況

実施機関	義 務 開 示				任 意 開 示			
	請 求 件 数	決 定 内 容			申 出 件 数	決 定 内 容		
		開 示	一部開示	不 開 示		開 示	一部開示	不 開 示
管 理 者	2 件	4 ※ 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	4	0	0	0	0	0	0

※うち 2 件は、前年度開示請求分

備考

1 義務開示とは、条例に基づき実施機関が義務として行うものをいう。

2 任意開示とは、条例附則第3項に規定するものをいう。

2 不服申立ての状況

なし

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成18年名古屋港管理組合条例第4号。以下「条例」という。）第47条の規定に基づき、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。

平成21年5月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関	登録件数
管理者	146 ^件
監査委員	10
合計	156

2 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求書による請求				口頭による請求			
	請求 件数	決定内容			請求 件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 口頭による請求とは、条例第14条第1項ただし書の規定に基づく開示請求をいう。

3 自己情報の訂正請求の状況

なし

4 自己情報の利用停止請求の状況

なし

5 不服申立ての状況

なし

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合